マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

協会けんぽでは令和7年7月より順次、以下の対象者の資格確認書を**従業員様のご自宅**に送付します。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和６年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和７年４月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

※対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。
※資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。

送付時期

資格確認書は当協会にご加入の都道府県支部ごとに以下のとおり順次送付します。

- 令和7年7月～
- 令和7年8月～
- 令和7年9月～
- 令和7年10月～

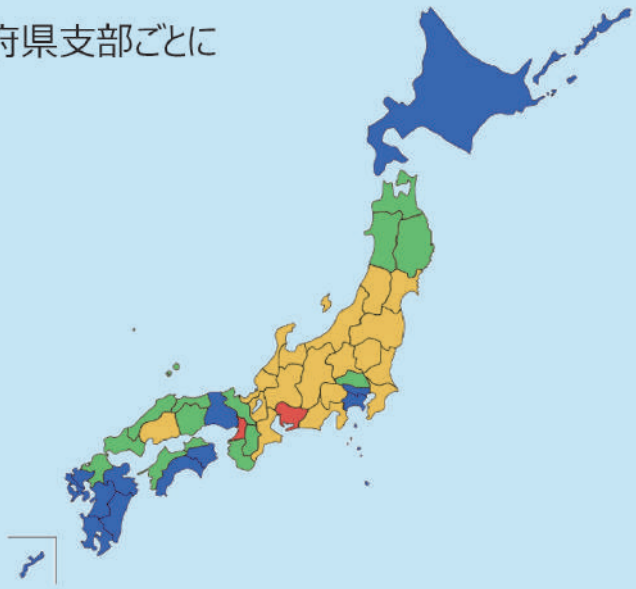

※詳細な送付時期はホームページをご確認ください。
※送付時期を経過しても資格確認書がお手元に届いていない場合は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

送付先

従業員様のご自宅
※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。
なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒でお送りします。

【事業主様へのお願い】

従業員様の住所に送付した資格確認書が、あてどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。
お手数をおかけしますが、従業員様に配付いただきますようお願いします。

資格確認書に関するお問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369（ナビダイヤル）
受付時間：平日8:30から17:15まで　※土日祝日年末年始を除く

医療機関等の受診は マイナ保険証で

※マイナ保険証…マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

始まっています！
マイナ保険証

今から使おう！マイナ保険証　なにが変わったの？

メリット1　医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます！

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。（本人が同意した場合のみ）

従来の保険証では

オンライン資格確認なら

メリット2　手続きなしで高額な窓口負担が不要に！

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、本人が同意すれば高額療養費制度に基づき限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。協会けんぽへの手続きは必要ありません。

従来の保険証では

オンライン資格確認なら

手続きは簡単！　マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは？

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。
ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます

マイナポータル

スマホで簡単！

医療機関窓口のカードリーダー

受診時に簡単にできます！

セブン銀行ATM

カードをかざし、4ケタの暗証番号を入れるだけ！

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。
確定申告にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は
右の二次元バーコードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの？ 今すぐできる！ 簡単申込み編】

全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽ支部の
連絡先はこちら

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合※に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

※マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことをいいます。

- マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- 健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様

Q なぜ家族全員分の資格確認書がないの?

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。
なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒に分けてお送りしています。

Q 資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの?

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。
なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。

Q 今持っている健康保険証はどうしたらいいの?

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。
なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。
（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）

資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。
※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。
同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。

外国語版のチラシはこちら

医療機関等の受診は
マイナ保険証で

※マイナ保険証・・・マイナンバーカードに保険証利用の登録をしたもの

メリット1 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

マイナ保険証を使って受診すると、初めての医療機関等でも特定健診や薬剤・診療情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられます。(本人が同意した場合のみ)

従来の保険証では

マイナ保険証なら

メリット2 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費の立替払いが不要となります。

従来の保険証では

マイナ保険証なら

手続きは簡単! マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするための手続きは?

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、ご自身で「保険証利用の登録」を行う必要があります。
ご利用の予定がなくても、早めに利用登録を行ってください。

保険証利用の登録はここでできます

マイナポータル

医療機関等窓口のカードリーダー

セブン銀行ATM

マイナポータルで「医療費情報」や「わたしの資格情報」が確認できます。確定申告にもご活用いただけます。

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細は二次元コードからご確認ください。
厚生労働省作成動画▶【どうやって申し込むの? 今すぐできる! 簡単申込編】

マイナンバーカードの健康保険証利用登録状況は、マイナポータル(右の二次元コード)で確認することができます。

マイナポータル